

## 令和元年度 第1回松本市個人情報保護制度審議会 会議録

1 日 時 令和元年6月6日(木) 午前10時～午前11時38分

2 場 所 松本市役所 第2委員会室

3 出席者

委員 高野尾会長、成澤会長職務代理者、唐澤委員、浅川委員、金井委員  
事務局 中野行政管理課長、伊東法制担当課長補佐、金井法制担当係長、板花  
行政管理課主査  
情報政策課 百瀬課長補佐、降籟主査、上條主事  
福祉計画課 上條課長、上村井主査  
こども福祉課 折井係長  
障害福祉課 武井課長、宮澤課長補佐

4 議事の概要

協議事項

ア 個人情報の本人以外からの収集について

( 全国家計構造調査における国民健康保険加入者情報の収集 )

百瀬情報政策課課長補佐 ( 資料説明 )

成澤会長職務代理者 これまではどのように調査をしてきたのか。

百瀬情報政策課課長補佐 調査員が世帯をまわり、一覧を作っていた。

成澤会長職務代理者 今回はそれをやめて、住民基本台帳を使うということだが、住民基本台帳法第11条第1項とはどのような内容か。

百瀬情報政策課課長補佐 国又は地方公共団体の機関は、法令で定める事務の遂行のために必要な場合には、市長村長に対して当該市長村長が備える住民基本台帳のうち、氏名、生年月日、男女の別、住所を閲覧させることを請求できるというもの。

○成澤会長職務代理者 松本市が住民基本台帳の情報を使用することについては問題ないか。

百瀬情報政策課課長補佐 総務省の調整により、全国の市町村で本統計調査については、住民基本台帳の閲覧が可能であるとの通知がでている。

○成澤会長職務代理者 住民基本台帳の情報は、自治体もっているもの。総務省が言ったから、はいわかりましたということではない。松本市個人情報保護条例では、住民基本台帳の扱いについてコンセンサスがあるわけではないと思うが、住民基本台帳の利用については最近話題となっているので、この議論がされずに国民健康保険加入者情報のみが審議されるのはどうかと思う。

調査対象の44,000世帯の抽出は、だれがやるのか。

百瀬情報政策課課長補佐 国から地域の指定がされるもので、松本市にある1,700調査区のうち、15調査区が抽出され、約1,300世帯を予定している。

○成澤会長職務代理者 国民健康保険の担当課はどこになるのか。

百瀬情報政策課課長補佐 保険課になる。市民課の住民基本台帳をもとに名簿をつくり、世帯の国民健康保険の情報を保険課で載せるもの。

○成澤会長職務代理者 勤労と勤労以外を載せるだけなのか。マッチングが問題であり、住民基本台帳の情報が他の情報とマッチングすることに危険性がある。マッチングの際、誰がチェックするのかについては、きちんとルールを決めて、必要以上の者がこの業務に関わらないということが大事だと思う。

○浅川委員 国民健康保険情報を使えというのは国からの指導なのか。

百瀬情報政策課課長補佐 国民健康保険の情報を参考にこの一覧表を作りなさいということです。

○浅川委員 この資料では、住民基本台帳や国民健康保険等の複数の行政資料を利用する場合や、また一部でも利用しないこととなった場合も、総務省に報告することとなっているようだが。

百瀬情報政策課課長補佐 どのように利用するかを報告する。

○浅川委員 松本市個人情報保護条例第7条第2項に該当するという事か。

百瀬情報政策課課長補佐 同条例第7条第2項第7号に該当するものと考えている。

○浅川委員 今回のことは行政の便宜を図るというか、楽ができるからというように解釈できなくもない。公益上特に必要という部分とは、少し違うような気もする。

百瀬情報政策課課長補佐 統計調査員の負担軽減ということは国が打ち出していること。統計法で指定統計になっている重要な調査であり、市としても統計調査員の負担軽減は図っていきたいものと考えている。

○浅川委員 行政は膨大なデータをもっているのだから、統計調査員の負担軽減ということだけでは難しい気がする。

○成澤会長職務代理者 公益上特に必要があるかの判断を、この審査会でしていくということだと思う。権利利益の侵害ということを考えると、個人の名前などの扱いはどうなる。

百瀬情報政策課課長補佐 個人の名前を扱うのは統計調査員までとなる。

○成澤会長職務代理者 あくまでも統計というかたちで処理されて国へいくということか。統計調査員には守秘義務があって、罰則もあるのか。

百瀬情報政策課課長補佐 あります。

○成澤会長職務代理者 一番気になっているのは、住民基本台帳の利用に対する市の姿勢と情報のマッチングの際のルールを明確化すること。何月何日に何人の係が業務を行い、終了したなどの報告が、統計目的ではあってもルール

化が必要だと思う。働いているか、いないかだけの調査を、国民健康保険の加入者情報を使ってやろうということなので、どんな保険に加入しているかなどの、その他の情報が使われないようにする必要がある。

○高野尾会長 不必要な情報が使われないように担保したり、確認する方法は具体的にあるか。

○成澤会長職務代理者 知らないうちに業務が終わっているということでは困る。例えば、この業務の際に行政管理課で立ち会うとか、そういう制度的な担保が必要だと思う。

伊東行政管理課法制担当課長補佐 必要な情報を確認し、いつ何時、誰が、誰の立会いのもとに行うということや、不必要な情報は扱わないということを確認にして、ルールを作ってやるということでもいいか。

○成澤会長職務代理者 そういう配慮をしてもらった方が、審査会としてもイエスと言いやすいという提案です。事業が終わった後に、また報告をもらいたい。

○高野尾会長 この案件については、個人情報保護に関する重要な意見が出されていると思うので、それについて配慮のうえ実施していただくということでもいいか。

○全委員 了

イ 個人情報の本人以外からの収集、目的外利用及び外部提供について  
(プレミアム付商品券事業)

上條福祉計画課長 (資料説明)

高野尾会長 限度額や補助率は全国一律なのか。

上條福祉計画課長 国から10分の10の財源がきて、基本的には国が示したとおりやるが、市町村によっては、独自の財源を上乘せしてやるということは可能。松本市の場合は、国が示すモデルを踏襲して実施したい。

○成澤会長職務代理者 この事業を統括して行う部署はどこか。

上條福祉計画課長 福祉計画課になる。

○成澤会長職務代理者 どこの部署が個人情報を集めて責任をもつのかを明確にしておいてほしい。今回は住民基本台帳の登録地だけではなく、それ以外にも案内文を送るということだと思うが、その情報自体は行政内部で完結し、商工会議所等へ行くわけではないのか。

上條福祉計画課長 はい。

○成澤会長職務代理者 事業が終わった後のデータの扱いはどうなるのか。

上村井福祉計画課主査 国庫補助事業であり、申請者の情報等は5年間保存するように国から示されているため、その後は破棄することになる。

○浅川委員 購入希望者の要件審査は誰が行うのか。

上村井福祉計画課主査 福祉計画課で行う。

○浅川委員 委託業者は発送だけを行うのか。

上村井福祉計画課主査 守秘義務契約を結び、申請書の送付、システムへの入力、引換券送付などを行ってもらう。

○唐澤委員 以前に同じような事業があったと思うが、その際は特に問題なかったか。

上村井福祉計画課主査 前は臨時福祉給付金ということで、市民税非課税世帯など一定の要件を満たす方から申請書をもらい、お金を振り込むという事業であった。今回はお金を振り込む代わりに、商品券を購入できる権利がある方に案内をするもの。

高野尾会長 10月から消費税率が上がらなかったらどうなるか。

上村井福祉計画課主査 各市町村で準備が進んでいるため、このまま実施することになると思われる。

○高野尾会長 それでは、本件については説明のとおり認めてよいか。

○全委員 了

#### ウ 個人情報目的外利用について

(未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金事業)

折井こども福祉課係長 (資料説明)

成澤会長職務代理者 支給対象者である「同日において事実婚をしていない者又は事実婚の相手方の生死が明らかでない者に限る」とはどういう意味か。

折井こども福祉課係長 これまで法律婚をしたことがないということで、結婚はしていないが、子どもを産んで育てている方が対象ということ。シングルマザーであっても同居人がいる場合は事実婚として対象にならない。

成澤会長職務代理者 事実婚の相手方の生死が明らかでない者とは。

折井こども福祉課係長 行方不明の場合などが想定される。

成澤会長職務代理者 婚姻をして相手方が死んでしまった場合は。

折井こども福祉課係長 税法上の寡婦控除が受けられる方なので対象とならない。今回は、寡婦控除が受けられない未婚の母が対象となる。

金井委員 寡婦控除を受けられるのは女性だけか。

折井こども福祉課係長 男性も含まれるが、所得の条件がある。

金井委員 一度結婚し離婚した後、別の相手との間に子どもが生まれて同居していない場合は。

折井こども福祉課係長 一度も事実婚をしたことがないことが条件であるので本件の対象者とはならないが、税法上の控除は受けられる。

中野行政管理課長 そもそもこの給付金自体が、税制改正に伴って単年度限りの実施ということであり、来年度からは法律婚をしていない方も税法上の寡婦控除の対象となる。今年度はその対象にならないので、消費税増税を踏まえて寡婦控除に相当する額を給付しましょうというもの。

○高野尾会長 法律婚をしているかどうかは戸籍でわかるとして、事実婚の確認は。

折井こども福祉課係長 児童扶養手当を受けているかどうかでわかる。

○高野尾会長 それでは、本件については説明のとおり認めてよいか。

○全委員 了

## エ 特定個人情報の独自利用及び情報連携について

(心身障害者福祉手当の支給に関する事務ほか4事務)

武井障害福祉課長 (資料説明)

成澤会長職務代理者 年金や医療保険については、法律レベルでマイナンバーが利用されているのか。

武井障害福祉課長 はい。

成澤会長職務代理者 地方自治体が行っているものでも同じような事務については、マイナンバーを使うようにしてほしいという要請があったということか。

武井障害福祉課長 要請ではなく、やってもよいという項目が設けられているので、松本市として行いたいということ。

成澤会長職務代理者 国の個人情報保護委員会がこのことを協議するのではないか。

武井障害福祉課長 届出書を提出した後に、協議されることになる。

成澤会長職務代理者 国レベルで行われている年金、医療保険の事業と、今回出されている事業をパラレルに考えていいのか。

武井障害福祉課長 国の障害者総合支援法をする補完するかたちで、今回実施していきたいものであるが、障害者の方にとっては、松本市でも、国と同じように使えなければ不便であるとする。

成澤会長職務代理者 現在は、転入転出時の手続きを全て紙で行っているのか。

武井障害福祉課長 障害者手帳については情報連携をしている。転入してきた方については、所得証明書を提出してもらっているが、マイナンバーで所得情報を確認できるようにしたい。

成澤会長職務代理者 転入時のみに使うということか。

武井障害福祉課長 そうです。

浅川委員 利用実績がない事務もあるようだが、すべての事務をセットでやらなくては行けないか。

武井障害福祉課長 今後どの程度の申請があるかはわからないが、申請者が1名しかいないから所得証明書を提出してもらえばよいというものではないと思う。制度として統一して運用していきたい。

金井委員 申請者が税情報を取り寄せるのは大変なのか。

武井障害福祉課長 所得証明書の発行手数料が300円程度かかり、転出した

自治体まで行くか、あるいは郵送してもらうかになるが、その際は郵送料もかかることになる。

金井委員 身体障害者の方は大変と思われる。わかりました。

○高野尾会長 ほかの自治体は、これらの事業に対してどのようにしているか。

武井障害福祉課長 今回お願いしているのは松本市単独の事業であり、他の自治体が同様の事務を行っているか、また同様の扱いをするかはわからない。

○高野尾会長 それでは、本件については説明のとおり認めてよいか。

○全委員 了

#### 報告事項

ア 平成30年度における松本市情報公開制度の実施状況について

金井行政管理課法制担当係長 (資料説明)

○金井委員 公文書不存在の137番について、修理に要した費用の額の不存在とはどういう意味か。

板花行政管理課主査 137番、138番、139番については、同一の台風による市施設の被害額の公開を求めており、137番の施設については被害がなかったため文書が存在しないということ。

成澤会長職務代理者 例年より公文書不存在の件数が多い気がするが。

板花行政管理課主査 前回は45件で、今回は52件なので少し多いことになるが、傾向としては、申請受付時に該当文書が存在しない旨を説明するが、存在しないのであれば存在しないという証明がほしいということで、あえて申請されるケースがある。申請主義であるため、申請されてしまうと受けざるを得ない。

成澤会長職務代理者 不服申立ての1件とは何か。

金井行政管理課法制担当係長 平成29年度中に、ある要綱に関する公文書公開請求がされ、その不存在決定に対し、平成30年4月に不服申立てがなされたもの。松本市公文書公開・個人情報保護審査会での審査を経て棄却となっている。

浅川委員 公文書の非公開となっている155番については、現在請求があれば公開するものなのか。

板花行政管理課主査 はい。決定通知書に何月何日以降であれば公開できる旨を記載している。

○高野尾会長 それでは、本件については事務局説明のとおりご承知おきください。

○全委員 了

以上